

平成27年度

市町村職員の勤務条件等の状況

平成29年2月

大分県総務部市町村振興課

市町村職員の勤務条件の状況

地方公務員の勤務時間、休暇等の勤務条件は、地方公務員法第24条第5項の規定により、国や他の地方公共団体の職員との権衡を考慮することとされています。

- (1) 市町村の勤務時間及び休憩時間の状況（平成28年4月1日現在）
- ・ 1週間当たりの勤務時間 38時間45分（1日当たり7時間45分） 全18団体
 - ・ 休憩時間 12時00分～13時00分 4団体
 - 12時15分～13時00分 14団体
- ※非現業の一般職に属する職員のうち、首長部局に勤務する職員についての状況。
- (2) 年次有給休暇の取得状況（H27.1.1～H27.12.31 または H27.4.1～H28.3.31 の1年間）

区 分	市	町村	全団体	(参考) 全国市区 町村
平均取得日数(日)	10.1	8.1	9.9	10.0

※非現業の一般職に属する職員のうち、首長部局に勤務する職員についての状況。

- (3) 介護休暇の取得状況（平成27年度中）
- 介護休暇とは、職員が配偶者、父母等で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇です。【無給】

【市町村】

	介護休暇 取得者数	介護休暇取得者の期間別内訳数					
		1月以内	1月を超え 2月以下	2月を超え 3月以下	3月を超え 4月以下	4月を超え 5月以下	5月超え
男性職員	0	—	—	—	—	—	—
女性職員	1	—	—	1	—	—	—
計	1	—	—	1	—	—	—

- (4) 育児休業、育児のための部分休業の取得状況（平成27年度中）
- 育児休業とは、職員が3歳に満たない子を養育するため、勤務しないことができる制度です。
- 部分休業とは、職員が小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、1日2時間を超えない範囲内で、勤務しないことができる制度です。【いずれも無給】

【育児休業等の取得者数：市町村】

区 分		育児休業	部分休業	育児短時間勤務
男性職員	平成27年度新規取得者数	8	3	—
	平成26年度以前からの継続取得者数	—	—	—
女性職員	平成27年度新規取得者数	143	11	1
	平成26年度以前からの継続取得者数	176	10	—
計	平成27年度新規取得者数	151	14	1
	平成26年度以前からの継続取得者数	176	10	0

【平成27年度中に新たに取得可能となった職員における取得者数：市町村】

区 分	育児休業等対象者数	うち		
		育児休業	部分休業	育児短時間勤務
男性職員	269	8 (3.0%)	2 (0.7%)	—
女性職員	143	140 (97.9%)	—	1 (0.7%)
計	412	148 (35.9%)	2 (0.5%)	1 (0.2%)

(5) 市町村別の1回の病気休暇の上限期間の状況（平成28年4月1日現在）

国の私傷病の場合における1回の病気休暇の上限期間は、原則として週休日等を含む連続90日となっています。

市町村名	国と同等	国より長い	備考
大分市	○		
別府市		○	180日
中津市		○	180日
日田市		○	180日
佐伯市		○	180日
臼杵市		○	180日
津久見市		○	180日
竹田市		○	180日
豊後高田市		○	180日
杵築市		○	180日
宇佐市		○	180日
豊後大野市		○	180日
由布市		○	180日
国東市		○	必要最小限度
市計	1	13	
姫島村	○		上限期間は「必要最小限度の期間」であるが、実質的に90日であり、国と同等と整理。
日出町		○	180日
九重町	○		
玖珠町	○		
町村計	3	1	
市町村合計	4 (22.2%)	14 (77.8%)	

病気休暇は、私傷病の場合の取扱いを示す。なお、条件付採用期間中の職員等に係る病気休暇の上限期間の特例については考慮していない。